台風第 19 号 関連情報 住宅の応急修理について 申込期間が延長されます



令和 2 年 1 月 27 日郡山市建設交通部住宅政策課

ターゲット 13.1

TEL: 924-2631

【1/27 13:30 送信】

台風 19 号に係る住宅の応急修理について、福島県の通知により、応急修理の申込期間が、「令和 2 年 1 月 31 日(金)まで」から「令和 2 年 2 月 28 日(金)まで」に延長されます。

住宅の応急修理制度

申込期間

【変更前】

【変更後】

令和2年1月31(金)まで → 令和2年2月28日(金)まで

詳しくは、市ウェブサイトでご覧いただけます。



市ウェブサイトに アクセスできます。

https://www.city.koriyama.lg.jp/taihu19/21142.html